

発行—2007年8月31日

編集—群馬県大学図書館協議会「会報」編集委員会 前橋市荒牧町4-2(群馬大学総合情報メディアセンター内) TEL.027-220-7178



—平成18年度 第2回大学図書館研究会・群馬県図書館協会専門研修風景—

CONTENTS

■ 平成18年度 第2回大学図書館研究会報告	2
■ 平成19年度 公立大学協会図書館協議会総会報告	5
■ 各種研究会・研修会	6
■ 新人紹介	7
■ 退職のことば	8
■ お知らせ・トピックス・編集後記	9
■ 群馬県大学図書館協議会加盟館(平成19年度)	10

平成18年度第2回大学図書館研究会・ 群馬県図書館協会専門研修

一 テーマ 個人情報保護法と図書館 一

標記研究会が3月8日(木)、前橋工科大学を会場に館種を越えた45名の参加のもとで開催された。今年度第2回目となる研究会のテーマは「個人情報保護法と図書館」で、文教大学越谷図書館の藤倉恵一氏による「図書館が心がけるべき個人情報保護」と題した講演の後、講師を交えた活発な意見交換が行われた。図書館が日常取り扱う個人情報をどう捉え、どう保護していくか実践面で学ぶところが多かったとの意見が講演後のアンケートに寄せられた。

「図書館が心がけるべき個人情報保護」

文教大学越谷図書館 藤倉恵一

1. はじめに

いわゆる「個人情報保護法」が完全施行されて2年。法施行に前後して様々な報道がなされ図書館界も対応に苦慮したところもあったようだが、最近では話題に上る回数も減り、現場の混乱は一段落したように思える。

だが、問題はすべて解決したようには思われない。この講演では、依然として現場で起こりうる各種の問題を再点検・再整理することを主な内容とした。

2. 図書館における個人情報保護制度

個人情報保護法および関連諸法令(以下単に「法」または「法令」という)は、その名が示すとおり、ある条件のもとで保有している個人情報の保護を目的としており、プライバシーに関しては法の直接の保護対象ではない。

しかし、図書館が「図書館の自由に関する宣言」(以下「自由宣言」という)に則って伝統的に保護してきた「利用者の秘密」の範囲には、個人情報保護法令が定めているよりも広い範囲での個人の記録、つまり貸出やレファレンス、入退館等の事実(履歴)も含まれている。

つまり、図書館が自由宣言に則って行動している限りにおいては、法令が「新たに」図書館に適用されたとしても原則的にはなにか大きな影響を

受けるものではない、ということがいえよう。個人情報保護法の完全施行時期に図書館に起こった混乱の第一歩は、自由宣言の

第3 図書館は利用者の秘密を守る。

という一文と法令の関係を整理できなかったことにひとつの原因がある。

3. カウンターでの個人情報保護

図書館と個人情報、という概念から単純に導き出されるのは、カウンターでの利用者対応に関連した個人情報の扱いに関するものであろう。

たとえば貸出記録については、図書館が保護すべき最重要の情報、という認識はこれまでと何ら変わることがない。しかし、特に大学図書館で問題になったのは、予約・リクエスト資料やILLの到着通知および督促に関するものと思われる。

これらは大学図書館の業務として、日常的に発生している問題であり、掲示することに相応の意味を持っていたはずである。だが、法施行にともない「名前の掲示をやめ、学籍番号のみの掲示にした」「掲示そのものを廃止した」という対応をとった大学図書館は少なくない。法の定義からいえば、学籍番号は「(他の情報と照合することで)特定の個人を識別できる」情報であるから、図書館が「名前の掲示をやめ、学籍番号の掲示に切り替える」という対応は、個人情報保護(法)を意識しての対応であるとすればなんら意味をなさないことになる。いっぽう掲示そのものをやめてしまうことは、当然「保護」したことになるが、では運用としてはどうだろうか。

そもそも法第1条では法の目的として「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」と謳われている。つまり「掲示をやめる」「簡単に個人名が推測できないように変える」ということは、掲示される対象本人にとっても不利益が生じる場合がある、ということ想起する必要がある。電話連絡やメール等で利用者への「確実な連絡」が確保されるなどの補償なしに安易に制限してよいものではないだろう。

4. 資料の提供における個人情報保護

図書館資料には、様々な形で個人情報が含まれている。法施行直後に新聞報道で大きな話題を呼

んだのは明治・大正期の受刑者名簿²であったが、その影響を受けてか卒業アルバムや学会員名簿など、図書館が所蔵する各種の名簿の扱いにも議論が及び、提供を制限したり受入停止したりする図書館が登場し始めた。

しかし、少なくとも公に刊行されている図書であれば、それを提供制限する理由はない。その情報の責任は発行者が負っているものであり、図書館が責を負うものではないからである。

卒業アルバムや学会員名簿など、限定された対象に配布・頒布されているものであっても、それが図書館資料として受入を期待されるには相応の理由があるはずであり、図書館に資料として預けられたものをわざわざ図書館の(勝手な)判断で提供・受入制限するいわれはないはずなのである。

そもそも自由宣言では

第2 図書館は資料提供の自由を有する。

という宣言のもと「国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである」と謳っている。これは憲法に基づく図書館の基本理念であるといつてよい。

5. おわりに

この種の問題が生じたとき、図書館員個々で判断するよりも合議するのが望ましい。そう頭では理解していても、業務に追われているとつい担当者の判断でことを進めがちである。

しかし、資料の提供や利用者情報の保護方法というのは、図書館の根幹に関わるものであり誤った判断は禍根を残すことになりかねない。そのためには、図書館職員が一定の知識・理解を持っておく必要がある。

研修の重要性を提議して、まとめとしたい。

1 図書館の自由に関する宣言 本稿では1979年改訂のものを指す。「利用者の秘密を守る」という項目は、成立から25年を経た改訂時に追加されたものである。

なお、本文は日本図書館協会ホームページ (<http://www.jla.or.jp/ziyuu.htm>) で読むことができる。

2 朝日新聞2005年4月14日朝刊「受刑者名簿を閲覧状態明治～大正時代分金沢の図書館、取材後に禁止」法の保護対象は存命の個人であるからこの名簿の公開と保護法は直接には無関係である(プライバシー保護の問題)。

参加者からの声

大学図書館研究会に参加して

高崎商科大学図書館

本村理恵子

今回の大学図書館研究会のテーマが「個人情報保護法と図書館」であると知り、個人情報保護法に関する日頃の疑問点について、具体的な回答を得ることができる絶好の機会であると思い、参加させていただいた。

「個人情報保護法」が施行されてからというもの図書館運営の様々な場面で、このような場合は、どのように対応すればよいのだろうと思悩むことも多く、何か参考になる話を聞く機会があればと考えていたところに今回の研究会が開催されたのである。

「図書館が心がけるべき個人情報保護」と題した講演で、図書館における個人情報流出の事例や保護制度の基本方針等の「個人情報保護法」の基本的なことから、図書館業務における実際の対応まで、具体的な話を聞くことができ、たいへん参考になった。

その中でも、特に印象に残ったのは、「図書館の自由に関する宣言に則して行動することは、個人情報保護制度に矛盾しない」ということと「資料提供の制限は『知る自由』の侵害」であるという2点である。

日頃、過度に個人情報保護に神経質になるあまり、また、「個人情報保護法」をよく理解していなかったということもあり、利用者の「知る自由」を侵害してはいなかったかという反省に至った。

そして、図書館は、利用者の「知る自由」を保障する機関であるということと、利用者の「知る自由」を優先させなければならないということとを再認識させられたのである。また、図書館は利用者の秘密を守るということを知りていかなければならないと感じた。

今回の研究会で、「図書館の自由に関する宣言」について改めて考え、「個人情報保護法」との関係について理解を深める有意義な機会をいただいたことをたいへん感謝している。

参加者からの声

「意外な個人情報 ～第2回大学図書館研究会・
群馬県図書館協会専門研修に参加して～」

桐生短期大学図書館

吉田 圭吾

私は個人情報に関して詳しいとはいえないが、そんな私のような人が思い浮かべる個人情報というと、氏名、住所、電話番号、最近ではメールアドレスと、身近に関わるこの程度のものである。そのような考えは、本研究会に参加した結果、いかに勉強不足であるかを思い知らされてしまった。

まず、図書館においては貸出記録を個人情報として扱わなければならないという点である。入退館の記録も同様に扱われるようで、さらに驚かされた。言われてみれば確かに個人の情報であり、当たり前のように公表することはないので、納得できるのではあるが、私自身が利用者として図書館を利用する場合は、自分の貸出記録や入退館時間等が個人情報として扱われていることは考えたこともなく、そこまで考えが及ばなかった。私個人の考えとして、そのような利用者の目線では、自分の貸出記録や入退館時間等を公表されても構わないと思ってしまうが、反対に管理者の立場から考えると利用者の情報、つまり個人情報を扱っているという考えが生まれ、公表しよう等という考えは皆無となる。

次に、個人情報が掲載された資料に関する話である。人名事典に掲載されている人名は個人情報であり、そのような類の事典等は個人情報が集約された資料である（後に公刊されたものであれば公表可との説明があった）といった点や、OPACで検索できる著者のデータも個人情報であるので、図書館自体が個人情報のデータベースを扱っているといった点が興味深かった。これこそ当たり前のように扱っているため、言われなければ気づかない個人情報だと感じた。まして、利用者にとっては考えも及ばないようなことだとも感じた。

私一人の考えであるが、本研究会に参加し、利用者と図書館との間に考え方の「ずれ」が、個人情報の問題にも生じる、もしくは既に生じているのではないかと感じた。また、名簿等の扱いが難しい資料に関しては、ほとんどが司法の結果を待ってから対応をするという状況であるという話を聞き、個人情報に関する理解を深めなければならないと感じた。

いずれにせよ、図書館は個人情報を沢山扱うという立場から、まだかなりの神経を使うべき状況であると痛感した。

参加者からの声

「大学図書館研究会に参加して」

群馬大学総合情報メディアセンター図書館工学分館

福島啓介

今までどうしても個人情報保護という字面から利用者情報管理という点にしか目が向いていませんでした。メディアで報道される個人情報保護関係のニュースはその団体や組織の業務運営上にかかる個人情報の流失といったものが多く、図書館に置き換えれば利用者登録情報の取扱いといったことになります。

しかし、図書館資料の提供という点からの個人情報保護というもうひとつの大事な使命もありました。図書館が所蔵する資料の中には個人情報そのものの集積といった各種名簿を初めとして様々な形で個人情報が含まれています。講演ではこれらは公刊されることについて出版社により同意が得られているはずであり、提供に問題は無いとのお話でしたが、卒業生アルバム、同窓会名簿等の限定配布の資料についてはその取扱いを検討すべき資料として言及されていました。自学の職員録、卒業者名簿、教官要覧といった個人情報刊行物の閲覧や複写などの取扱いについては十分注意しているつもりですが、収集した名簿類についてはその対応が十分であったとは言えませんでした。今後はこれらの資料についても慎重に対応していきたいと考えます。

この他にも、今回の研修で個人情報に関連して認識を改めさせられたことがあります。学籍番号など暗号のようにたとえ簡単に個人を特定できないように変換されていても他の情報と照合することで特定の個人を識別できてしまうので万全ではないことや、予約資料や相互貸借資料の到着通知を個人名で館内掲示していることの是非などです。また、防犯ビデオなども撮影していることを告知・公表するなどいろいろな注意が必要であることを知りました。

まずは日常の些細なことですが、学生アルバイトも含めカウンター業務についた時には、利用者申請書類や画面をそのままにして離席しない、予約資料の到着や資料返却の督促電話をかけるなどのウツカりに気をつけることから始めたいと思います。

参加者からの声

群馬県図書館協会専門研修に参加して

沼田市立図書館

星野 盾

「個人情報の保護に関する法律」の施行、個人情報保護条例の制定を受け、沼田市図書館でも申請書の様式変更や督促状の封書化、名簿付き開架資料の点検を行いました。新たな法制度に対応するため、何かしら図書館サービスを変える必要があると思った図書館職員もいたのではないのでしょうか。私もその一人でした。そんな折り藤倉恵一氏は講演で明確な回答を提示してくれました。

窓口サービスにおいて、公共図書館は個人情報保護制度に定義される個人情報を上回るプライバシー情報に接しつつ情報提供を行っています。特にレファレンス・サービスは、個人のプライバシー情報に接せざるを得ない場合が少なからずあります。一個人の病名であったり、経済的問題であったり、家庭内の調停に関するものだったりします。貸本屋であれば最小の経費で最大の貸出数をたたき出すため匿名性も必要ですが、課題解決のための資料提供では「顔のない利用者にタイトルのない資料を提供するのではなく、顔のある利用者にタイトルのある資料を提供する」必要があります。課題対応にはビタミン剤投与よりひとりひとりの体質にあった薬の投与が望まれます。公共図書館はプライバシー情報をこれまで通り保護した上で図書館情報サービスを行うことが重要です。

資料提供においては、多くの自治体で図書館資料に含まれる個人情報は保護制度の対象外とされています。必要以上に資料の利用制限を行うことは図書館本来の使命から鑑みて望ましいことではありません。逆に個人情報保護制度の対象とならない情報であっても、権利保障の観点から図書館が利用制限する判断が必要となることもあります。また、個人情報保護制度は異なる視点での資料提供の制限と歴史的資料の保存については別問題となります。提供できない個人情報であっても地域の歴史的資料として保存する必要のある資料は積極的に収集し、保存することが大切です。

公共図書館職員ひとりひとりが図書館の使命に立ち返り、「図書館の自由に関する宣言」や「ユネスコ公共図書館宣言」などを理解し、それぞれの図書館の任務と課題に取り組む必要があります。形骸化する図書館サービスに、社会の常識としての法制度から光をあて、検証する必要に迫られているのではないのでしょうか。

平成19年度公立大学協会図書館協議会総会報告

群馬県立県民健康科学大学附属図書館

井田真理子

第39回を数える公大協図書館協議会総会が、平成19年6月1日(金)、福岡リーセントホテルを会場に65館の出席により開催された。群馬県内の公立4大学は、昨年度会長館の高崎経済大学をはじめ、前橋工科大学、群馬県立女子大学、本学がそれぞれ国公私各委員会の委員の任にあり、前日の拡大役員会に続いての出席となった。

総会の冒頭、新会長館の北九州市立大学学術情報総合センター長棚次奎介氏に続き、昨年度の会長館である高経大和泉清司図書館長が「公立大学図書館の機能は質的転換期を迎えている。当協議会は、PULC構築など、国公立の壁を超えた大学間の連携により、大学図書館の学術的・社会的機能向上のための努力を積み重ねている。この一年間の協議会運営への理解と協力に感謝する。」と挨拶した。恒例の文部科学省行政説明では、研究振興局情報課学術基盤整備室情報研究推進専門官藤館俊広氏が、「次世代学術コンテンツ基盤共同構築事業」中間まとめについて説明し、「機関りポジトリの構築は、大学の説明責任の手法として有用。著作権の処理など課題もあるが、公立大学も積極的に検討してほしい。」と述べた。続いて、開催館の福岡女子大学副理事長齋藤明氏が「公立大学図書館の現状と今後の課題」をテーマに基調講演を行った。氏は、外国雑誌の高騰、図書館員減員、サービス時間延長と休日開館の要求増大という情勢下において、公立大学図書館はその役割について原点に戻って考えてみる必要がある。公立大学の存在基盤は「学部学生」であり、存在意義は「教育」である。それに合った公立大学図書館の役割は、教育・学習支援にあると述べた。次第最後の議事では、報告事項に続き、協議事項として平成19年度事業計画案・予算案が原案どおり承認された。

各公立大学図書館は、財政難の中、法人化、機関りポジトリ構築など、猶予のない課題に直面している。法人化を経験した21大学と今後進める大学とでは、喫緊の課題が異なるように思われた。しかし、PULC構築など、共通の課題を解決し、成果を発信する当該協議会の存在意義は大きい。大学図書館に赴任後最初の県外出張は、公立大学図書館の課題と大学図書館間の連携について学ぶ貴重な機会となった。

各種研究会・研修会

〈国立大学関係〉

●平成19年度目録システム講習会

(図書コース) (第4回～6回)

日時 平成19年10月3日(水)～5日(金)

平成19年10月31日(水)～11月2日(金)

平成19年12月12日(水)～14日(金)

(雑誌コース) (第4回～5回)

日時 平成19年10月17日(水)～19日(金)

平成19年11月20日(火)～22日(木)

場所 国立情報学研究所

目的 総合目録データベースの構成、内容、
入力基準の習得

●平成19年度 I L L システム講習会

日時 平成19年12月6日(水)～7日(金) (第3回)

場所 国立情報学研究所

目的 NACSIS-ILLシステムによる複写/貸
借の依頼・受付業務の習得

●学術ポータル担当者研修

(平成19年度テーマ：機関リポジトリの構築)

日時 平成19年8月22日(水)～24日(金)

場所 国立情報学研究所

目的 情報発信・学術ポータル構築・管理運
用技術・知識の修得

●学術情報リテラシー教育担当者研修

日時 平成19年11月7日(水)～9日(金)

場所 国立情報学研究所

目的 学術情報リテラシー教育に係る専門的
知識と技術の修得

●ネットワーク管理担当者研修

日時 平成19年11月28日(水)～30日(金)

場所 未定

目的 LANの運用管理に必要な基礎的知
識・技術の修得

〈公立大学協会関係〉

平成19年度公立大学協会図書館協議会研修会

日時 平成19年8月3日(金)

テーマ 「大学図書館と公共図書館―地域内連携
の試み―」

会場 公立大学法人名古屋市立大学

内容

- ・講演「公立大学図書館サイト診断―理想の図書館サイトを求めて―」

Academic Resource Guide 岡本 真氏
「ウェブチュートリアルKITIEについて」

慶應義塾大学信濃町メディアセンター

市古 みどり氏

- ・ 基調講演「大学図書館は学術コミュニケーションの革新の中でどのように変わってゆくのか」

国立大学法人千葉大学

竹内 比呂也 準教授

- ・ 事例報告 愛知芸術文化センター愛知県図書館

村上 昇平氏

国立大学法人鳥取大学附属図書館

森田 正氏

〈日本私立大学協会関係研修会〉

平成19年度「大学図書館司書主務者研修会」

① 日時 平成19年8月29日(水)13時より

8月31日(金)14時まで

② 会場 広島市「広島ガーデンパレス」

③ メインテーマ 「大学図書館における教育活動」

④ 内容 1. 私立大学を取り巻く諸情勢について

2. 記念講演「芸備地方紙 ～「海」からの視点～」(仮題)

3. 基調講演「教育改革と大学図書館」(仮題)

4. 大学図書館における教育活動の取り組み(仮題)

5. 神戸女子大学図書館における「チャットルーム」の取り組み(仮題)

6. 追手門学院大学附属図書館における「宮本輝ミュージアム」(仮題)

7. 大学図書館における外部資金の活用(仮題)

8. 班別研修

9. 視察研修「広島経済大学図書館」

〈日本看護図書館協会関係〉

●第36回研究会

日時 平成19年8月2日(水)～3日(金)

テーマ 「看護図書館の情報サービス：蔵書構築から文献検索まで」

会場 仙台市立看護専門学校

●第37回研究会

日時 平成19年11月10日(土)

テーマ 「地域連携」

会場 山梨県立大学看護図書館

新人紹介

古巣にもどって

高崎経済大学附属図書館事務室
図書担当 井ノ口雄久

このたび、高崎経済大学附属図書館に異動になりました。実は、私は市役所に最初に奉職したのが、この高崎経済大学附属図書館事務室でした。それから20数年を経て、古巣に戻ってきたわけです。正直申して、まったく別のところに来たような感じを受けております。それもそのはず、学部も2つになり、大学生の数は当時の2倍以上、図書館も係が2つになっていて、職員数は3倍以上になっています。また、図書館も古い3階建ての建物が4階建てのモダンな大学図書館にふさわしい建物になっていました。光陰矢のごとし、見るもの聴くものがすべて大きく変わって、今浦島の心境です。私は、この図書館を皮切りに希望どおりほとんど図書館の仕事に関わらせていただきました。ある意味大変幸せだなとも思っています。定年も間近に控えて、長く関わったわりには、まだまだ満足いく仕事ができているとも思っています。

大学図書館は、資料も組織も大きく変わってきました。あとわずかな期間ではありますが、微力をつくしてがんばりたいと考えております。今後ともよろしくご指導ご鞭撻のほどお願いします。

“図書館職員”へ

群馬県立女子大学附属図書館 木村佳子

本年4月、県の下水環境課から群馬県立女子大学に異動して参りました。内示を受けた時は、附属図書館に配属になることを密かに期待していましたので、念願が叶い、図書館にいられることが嬉しい日々です。

職員数が少ないため、担当業務は支出関係から図書の登録、相互貸借の一部、統計など広範囲にわたっています。年齢だけは“それなり”なのに、図書館職員としての知識も経験も乏しく、利用者にも周囲の職員にも迷惑のかけ通しですが、幸いにも私以外の職員は皆、業務に精通している上に親切で、恵まれた環境に感謝しつつ、仕事をさせ

てもらっています。

学生時代に憧れた“図書館のお姉さん”…、“お姉さん”には間に合いませんでしたが、折角配属してもらえたのだから、早く“図書館にいる職員”から“図書館職員”になれるよう、知識を吸収し、経験を積んでいきたいと思っております。

他館の皆様にもご迷惑をお掛けすることがあるかと存じますが、今後ともよろしくご指導下さいますよう、お願い致します。

放送大学群馬学習センターに赴任して

放送大学群馬学習センター教務係長
関根浩二

私は、昨年10月に群馬大学から放送大学群馬学習センターに赴任してきました。

大学の職員として採用されてから十数年勤めておりますが、教務系の仕事は今回が初めてになります。

放送大学は、生涯学習機関として、広く社会人等に大学教育の機会を提供すること及びテレビ・ラジオの専用の放送局を開設して放送等を効果的に活用した新しい教育システムを推進し、大学教育のための放送の普及発達を図ることを目的に設立されました。学生の学習活動の拠点となる学習センターを全国の各都道府県に50ヶ所設置しており、放送大学には約10万人の学生が日々学習し、群馬学習センターには、約2千人の学生が所属しております。

群馬学習センターに赴任してから、驚かされたことは、通信制の大学でありながら、日常的に、多数の学生が来所していて、図書室や視聴学習室で熱心に学習していることです。学生の年齢層も幅広く、80歳を超えた方もいます。一度卒業しても、再入学する学生も多数います。本当に皆さん大学が好きで、放送大学が好きといった感じです。私も、少しでも熱心な学生たちのためになればと日々、仕事をしていこうと思っています。

退職のことば

退職に際して

― 群馬県大学図書館協議会の皆様へ、感謝！ ―

橋本登美雄

今年3月末日をもって、平成11年度から8年間勤めた高崎健康福祉大学短期大学部を退職しました。在職中、群馬県大学図書館協議会の皆様には大変お世話になりました。平成13年度、群馬女子短期大学を母体に高崎健康福祉大学が発足し、当初は図書館の資料も不十分なため、他大学への文献複写の依頼が多く、特に県大学図書館協議会の各大学図書館には、多大なご協力いただき、誠にありがとうございました。

平成14年度の総会及び18年度第1回大学図書館研究会が高崎健康福祉大学を会場に開催されたのも思い出に残っております。常任幹事館である群馬大学図書館に協力し、会場館としての任務をはたせたのは、館員一同の一致協力と大学当局の協力・援助があったからと感謝しております。

平成16年度から（現在継続中）は、幹事館を勤めさせていただき、館長の代理で度々幹事館会議に出席し、多くの方々のご意見をうかがえたのも楽しい思い出になっております。

また、私は司書課程の授業も担当していたため、学生の司書としての就職には特に関心を持っておりましたので、協議会や群馬県図書館協会の方々には、常に就職情報をいただくよう努めておりました。幸い多くの方々のご協力をいただき、就職できた学生もありました。誠にありがたく、心から感謝いたします。今後暫くは、非常勤講師として司書及び司書教諭の養成に微力を尽くしたいと思っております。

最後になりましたが、皆様方のご健勝をお祈り申し上げます。



大学図書館の変革の中で

倉林邦男

社会貢献、法人化、認証評価、財政緊縮、合理化、生き残りなど、大学改革が始まる頃、平成13年度から大学図書館で6年間勤務させていただきました。

この頃から、大学をめぐる環境が変化する中で、大学図書館の環境もインターネットを介した電子的情報源の急増による「電子図書館」的機能の変革が求められていました。

本学附属図書館は、このような気配はまったくなく、電子化への対応のためには、Web機能のシステム開発、ホームページ機能の向上、学内LAN環境整備が必要でした。

また、電子化の流れの中で、冊子体の効率的な収集・保存による収蔵スペースの狭隘化対策や経費的效果も課題でした。

一方、平成19年度から学科改編（社会環境工学、建築学、生命情報工学・システム生体工学・生物工学・総合デザイン工学）による関係図書の収集整備を並行して、開架と書庫の収蔵体系の見直しも必要でした。

この対策として、利用が見込めない図書の再選定・再整理・除籍、雑誌・他大学研究紀要の保存期間の設定と廃棄、インターネット上から入手できる情報（法令・統計・その他）と冊子体の購入調整、生物・生体・医学系洋雑誌の電子ジャーナル導入、ホームページ再編などを重点に取り組んできました。

今、図書館システムも新学科用に改版が完了して、平成19年度が始まろうとしています。

大学が教育学習及び学術研究を展開する上で、これを支援する大学図書館には、利用者にとって快くサービスが受けられる環境、信頼できる適切な情報サービスの提供が求められています。

また、これからも大学の改革、合理化が進められると思いますが、大学図書館が大学に先行して改革、合理化のより良い見本を示すことにより、図書館の価値を高めることができると思います。

「すばらしい大学図書館へ」、県内大学図書館員の皆様のご活躍をご期待申し上げます。

6年間たいへんお世話になり、ありがとうございました。

県大図協のこれから

瀧澤 憲也

平成18年4月に群馬県大学図書館協議会は群馬県図書館協会（以下、県図協）に団体加盟しました。県図協は、公共図書館中心の組織から団体別の組織に変わり、県図協にはいままで個別に加盟していた大学図書館の全部と、中学校・高等学校図書館および県内の専門図書館が加わりました。

地域連携と図書館サービスという点からすると館種の違う図書館が県図協を中心として活動を進める下地が整ったわけです。大学図書館にとっては、公共図書館との連携もさることながら、学校図書館が加盟したことにより、今までほとんど交流を持てなかった学校図書館と大学図書館が県図協の活動を通して、情報面でもひとの面でも交流が可能になりました。

しかし、群馬県大学図書館協議会内の各大学・短大・高専との連携については、活発ということができません。そんな状況を打開すべく昨年度メーリングリストを立ち上げ、今年はホームページも準備されています。私たちの協議会では、いま何が求められているか今一度考えてみたいと思います。

末尾ながら、この3月に群馬大学を定年退職いたしました。加盟館のみなさまには大変お世話になり、ありがとうございました。

お知らせ

図書館ネットワーク研究部会

〈群馬県大学図書館協議会ホームページの開設について〉

本協議会のホームページの開設につきまして、今年度早い時期での公開を目指し図書館ネットワーク研究部会で検討してまいりましたが、7月18日付けメーリングリストでも加盟館員皆様に

お知らせしましたとおり、どうか公開の運びとなりました。内容的にはまだまだ十分とは言えませんが、今後は、このホームページにより、本協議会の活動状況等を積極的に情報発信していく計画ですので、加盟館員皆様のご協力のほどよろしくお願い致します。掲載情報、ご意見等どしどしお寄せください。お待ちしております。

URL：<http://gdtk.lib.gunma-u.ac.jp>



トピックス

第5回群馬県図書館大会の開催について

○大会テーマ：進化する図書館

～広がる図書館の可能性～

○主催：群馬県図書館協会、群馬県読書推進運動協議会、群馬県立図書館

○後援：群馬県教育委員会、群馬県読書グループ連絡協議会、群馬県読み聞かせグループ連絡協議会

○日時：平成19年11月29日(木) 10:00～16:30

○場所：県立図書館ホール他

○日程：10:00～12:15 大会行事、記念講演

13:00～16:30 第1分科会：公共図書館

第2分科会：大学図書館

第3分科会：学校図書館

編集後記

昨年9月、本協議会のメーリングリストが利用可能となり、加盟館相互の情報流通のツールとして現在有効活用されていますが、本年7月には念願であった本協議会ホームページが開設されました。この「会報」も創刊号(1995年12月31日)から第17号(2007年2月28日)まで掲載されており、今回の第18号も追加されます。このホームページにより本協議会の「静」から「動」への転換がスムーズに図れたらと思っています。

群馬県大学図書館協議会加盟館 (平成19年度)

(2007. 8. 31現在)

大 学 図 書 館 名		住 所	担当者	備 考
1	育英短期大学図書館	〒370-0011 高崎市京目町1656-1	山 田	Tel.027-352-1981 Fax.027-353-8225
2	関東学園大学松平記念図書館	〒373-8515 太田市藤阿久町200	大 石	Tel.0276-32-7918 Fax.0276-31-4722
3	関東短期大学松平記念図書館	〒374-8555 館林市大谷町625	武 藤	Tel.0276-74-6463 Fax.0276-74-6512
4	桐生短期大学図書館	〒379-2392 みどり市笠懸町阿左美606-7	吉 田	Tel.0277-76-2400 Fax.0277-76-9454
5	共愛学園前橋国際大学図書館	〒379-2192 前橋市小屋原町1154-4	茂 木	Tel. 027-266-9137 Fax. 027-266-7576
6	群馬県立県民健康科学大学附属図書館	〒371-0052 前橋市上沖町323-1	井 田	Tel. 027-235-9563 Fax. 027-235-2501
7 (幹)	群馬県立女子大学附属図書館	〒370-1193 佐波郡玉村町 大字上之手1395-1	奈 良	Tel. 0270-65-8511 Fax 0270-65-9538
8	群馬工業高等専門学校図書館	〒371-8530 前橋市鳥羽町580	堀 口	Tel. 027-254-9013 Fax. 027-254-9013
9	群馬社会福祉大学図書館	〒371-0823 前橋市川曲町191-1	高草木	Tel. 027-253-0294 Fax. 027-254-0294
10 (幹)	群馬松嶺福祉短期大学図書館	〒373-0813 太田市内ヶ島町1361-4	金 井	Tel. 0276-30-2941 Fax. 0276-30-2971
11 (常)	群馬大学総合情報メディアセンター図書館	〒371-8510 前橋市荒牧町4-2	土 師	Tel. 027-220-7178 Fax. 027-220-7184
	(〃 医学分館)	〒371-8513 前橋市昭和町3-39-22	—	Tel. 027-220-7885 Fax. 027-220-7888
	(〃 工学分館)	〒376-8516 桐生市天神町1-5-1	—	Tel. 0277-30-1074 Fax. 0277-30-1082
12	群馬パース大学附属図書館	〒377-0702 吾妻郡高山村中山6859-251	佐 藤	Tel. 0279-63-3366 Fax. 0279-63-3477
13	上武大学附属図書館	〒372-8588 伊勢崎市戸谷塚町634-1	飯 塚	Tel. 0270-20-3144 Fax. 0270-20-3144
	(上武大学附属図書館分館)	〒370-1393 高崎市新町270-1	馬 場	Tel. 0274-42-1982 Fax. 0274-42-1982
14 (監)	高崎経済大学附属図書館	〒370-0801 高崎市上並榎町1300	井ノ口	Tel. 027-344-6266 Fax. 027-344-5857
15	創造学園大学図書館 創造芸術学部	〒370-2131 多野郡吉井町岩崎2229	根 立	Tel. 027-388-2301 Fax. 027-388-2303
	(創造学園大学図書館 ソーシャルワーク学部)	〒370-0861 高崎市八千代町2-3-6	鈴 木	Tel. 027-328-6111 Fax. 027-328-6231
16 (幹)	高崎健康福祉大学図書館	〒370-0033 高崎市中大類町37-1	—	Tel. 027-352-1290 Fax. 027-353-2055
	(高崎健康福祉大学図書館短期大学部分館)	〒370-0033 高崎市中大類町501	瀧 澤	Tel. 027-352-1291 Fax. 027-352-1985
17	高崎商科大学図書館	〒370-1214 高崎市根小屋町741	本 村	Tel. 027-347-3399 Fax. 027-347-3389
18	東京福祉大学附属茶屋四郎次郎記念図書館	〒372-0831 伊勢崎市山王町2020-1	古 澤 横 室	Eel.0270-20-3676 Fax. 0270-20-3696
19	東洋大学附属図書館板倉図書館	〒374-0193 邑楽郡板倉泉野1-1-1	伊 藤	Tel. 0276-82-9060 Fax. 0276-82-9804
20 (幹)	新島学園短期大学附属図書館	〒370-0068 高崎市昭和町53	宮 下	Tel. 027-326-1155 Fax. 027-324-1444
21	放送大学群馬学習センター図書室	〒371-0032 前橋市若宮町1-13-2	関 根	Tel. 027-230-1085 Fax. 027-230-1094
22	前橋工科大学附属図書館	〒371-0816 前橋市上佐鳥町460-1	星 野	Tel. 027-265-0112 Fax. 027-265-1963
23	明和学園短期大学図書館	〒371-0033 前橋市国領町2-200-10	関 口	Tel. 027-235-1621 Fax. 027-230-1083

常＝常任幹事館 幹＝幹事館 監＝監査館